

第

220

号

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 11月24日 木曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

租税公課の損金算入時期の検討

Q: 租税公課の中には未払いでも損金に算入できるものがあるそうですが……。

A: 租税公課の中には未払いでも会社の損金に算入できるものがありますので、損金算入時期を検討しましょう。早期に費用化すれば決算対策にもなります。

①固定資産税、都市計画税、不動産取得税、自動車税等

→賦課課税方式による租税は、原則として賦課決定のあった事業年度の損金に算入されます。よって、固定資産税等の場合、賦課決定通知書が発せられた以降であれば、未払いでも損金算入可能です。

ただし、その納期の開始の日（納期が分割して定められているものは、それぞれ納期の開始の日）の属する事業年度、又は実際に納付した日の属する事業年度の損金とすることも認められます。

②事業所税

→原則は納税申告書の提出された日の属する事業年度の損金の額に算入します。

工場に係るものは製造原価等に算入されますが、この製造原価等に算入される事業所税は未払いでも損金算入可能です。

③消費税

→税込経理方式で処理している場合には、原則として納税申告書が提出された日の属する事業年度の損金又は益金に算入します。

ただし、未払金に計上した場合は、その処理をした事業年度の損金の額に算入できますので、早期に損金算入が可能となります。

